令和3年度第10回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:令和3年8月24日

担当部·課:復興政策部 SDGs 地域戦略推進室[内線4223]

## ① 件 名

地域再生計画(地方創生応援税制)の策定について

## ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

本市では、現在、2つの地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受け、石巻市まち・ひと・ しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)に位置付く3つの事業で地方創生応援税制(以下 「企業版ふるさと納税」という。)を活用している。

同制度は、令和2年度税制改正において、総合戦略に位置付く事業を大括り化した包括的な地域 再生計画の認定申請が可能となった。

なお、包括的な地域再生計画の認定後は、個別事業ごとの地域再生計画の認定手続きを経ることなく、総合戦略に位置付く幅広い事業の中から充当事業を選択し、企業版ふるさと納税の寄附を活用することができることとなる。

#### 【目的】

令和3年度を始期とする第二次石巻市総合計画(総合戦略と一体的に策定)の策定に合わせ、企業版ふるさと納税に係る包括的な地域再生計画の認定を受けることにより、民間資金を活用した地方創生の取組を推進する。

#### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

地域再生法(平成17年法律第24号) 地域再生法施行令(平成17年政令第151号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕】

石巻市総合計画基本計画

第1章 ともに創る協働のまち

第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政運営を推進する

## ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成27年12月 総合戦略策定

平成28年 8月 地域再生計画認定(交流人口拡大プロジェクト及び雇用創出拡大プロジェクト)

12月 総合戦略一部改訂 (KPIの見直し等)

令和 2年 3月 地域再生計画変更認定(令和2年度まで1年間延長)

令和 3年 3月 地域再生計画変更認定(令和3年度まで1年間延長及び活用事業追加)

# ⑤ 主な内容

包括的な計画の認定申請

総合戦略に位置付く事業を大括り化した包括的な地域再生計画の認定申請を行う。

- (1) 計画の名称 石巻市まち・ひと・しごと創生推進計画
- (2) 計画期間 地域再生計画の認定日~令和7年3月31日(税制特例の適用期限)
- ※ 寄附の対象となる事業について
  - ① 原則として地域再生計画の認定後に着手する事業であること
  - ② 既存の住民サービスとして行ってきた事業について、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得る。
  - ③ 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として寄附を充てることはできない。(ただし、地方創生に関連する国の補助金・交付金の地方負担分については、併用が認められるものがある。)
- ※ 現在の寄附活用事業については、現行の地域再生計画の計画期間満了後(令和4年4月1日 以降)も、今回認定申請を行う包括的な地域再生計画に基づき引き続き企業版ふるさと納税の 寄附の活用が可能

# ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

#### 【影響・効果】

企業版ふるさと納税を活用し、本市の地方創生に係る取組を促進することが可能となる。

### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内の企業版ふるさと納税活用実績(宮城県及び22市町村) 宮城県、

- 12市(仙台市、石巻市、<u>気仙沼市、名取市、角田市</u>、多賀城市、<u>岩沼市、登米市、栗原市</u>、 東松島市、大崎市、富谷市)
- 10町村(<u>村田町、川崎町</u>、丸森町、<u>亘理町、松島町</u>、利府町、<u>大郷町、大衡村、加美町</u>、 <u>南三陸町</u>)
- ※下線は包括的な計画の認定自治体:宮城県及び17市町村

# ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年 9月上旬 地域再生計画認定申請書の提出 令和3年11月上旬 地域再生計画の認定見込

### 9 その他

現行の地域再生計画及び寄附を活用している事業

- (1) 交流人口拡大プロジェクト
  - ・石巻市複合文化施設開館記念事業及び博物館展示事業
- (2) 雇用創出拡大プロジェクト
  - 奨学金返還支援事業
  - 創業支援補助事業